指定難病などに関する支援制度



養を必要とするものを言います。 法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療 難病とは、発病の仕組みが明らかでなく、治療方

お知らせします。 今回は、指定難病などに関する支援制度について

難病の種類

指定難病

②客観的な診断基準が確立していること ①患者数が一定の人数より少ないこと て、良質で適切な医療を受ける必要性が高いもので、 難病のうち、患者の置かれている状況から判断し 両方に当てはまるもののうち、厚生労働大臣が指

定した疾病です。現在、338疾病が対象です。

因子障害などの治療研究事業もあります。 指定する2疾患です。そのほかに、先天性血液凝固 厚生労働省が指定する4疾患と、静岡県が独自に

小児慢性特定疾病

な医療費の負担が続く疾病で、厚生労働大臣が指定 した疾病です。現在、788疾病が対象です。 小児慢性疾病のうち、治療が長期にわたり、高額

医療費の助成 (県が認定・支給)

には、 費の一部が助成されます。受給者証の交付を受ける ている人は、医療受給者証の交付を受けると、医療 指定難病などの診断を受け、一定の基準を満たし 疾病ごとに認定基準があります。主治医と相

> 談の上、富士保健所に申請してください。 詳しくは、富士保健所に問い合わせ

※「医療受給者証」のほか「こども るか、県ウェブページをご覧ください。 ▲詳しくは こちら



医療費受給者証」も交付されている場合、当該療 ども医療費の払戻し対象です。 養に要した保険診療分医療費の自己負担金は、こ

- ●「指定難病」「特定疾患」 について **富士保健所 医療健康課 ☎(65)2659**
- **「小児慢性特定疾病」について** 富士保健所 福祉課 ☎(65) 2647
- 子育て給付課 4 (55) 2738 瓯 (55) 2953 「こども医療費」について

療養扶助費(市が支給)

いずれかの交付を受けた人 受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」の 疾患医療受給者証」「先天性血液凝固障害等医療 **象**/「特定医療費(指定難病)受給者証」「特定

支給金額

入院支給分 律支給分 1万円(受給者証の有効期間内1回)

- 購入費用の一部を助成する「小児慢性特定疾病日常 生活用具給付事業」があります。 「難病患者介護家族リフレッシュ事業」、 車いす等の • 1か月の入院日数が15日以上の場合、月に1万円 1か月の入院日数が14日以下の場合、月に5000円 そのほか、訪問看護などの費用の一部を助成する
- ※難病患者も、身体障害者手帳の有無にかかわらず、

場合があります。 必要と認められた障害福祉サービスを受けられる

)「療養扶助費」「難病患者介護家族リフレッ シュ事業」「小児慢性特定疾病日常生活用具 保健医療課 ☎(55)2739 쨉(53)5586 給付事業」について

「障害福祉サービス」について 障害福祉課 **☎**(55)2761 **Ⅲ**(53)0151

富士市難病患者・家族連絡会

りよい生活を送るため、 支援をしています。 て構成されています。難病患者と家族がよ 難病患者及び患者家族、賛助会員によっ 様々な活動により

活動内容

・電話または、面接による相談(無料)

※秘密は厳守します。

き/毎月第1・第3水曜日 10

ところ/フィランセ東館3階 体活動室 福祉団

難病患者総合相談会の開催、 開催など 交流及び他団体との交流、医療講演会の 会員同士の

問合せ/富士市難病患者・家族連絡会

事務局 **2**090 (8737) 7952